管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討意見に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討意見に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
010010	搭乗型移動支援ロボットの公道走行によるサービス実証のための追加規制緩和（福貴緩和）	道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条	道路の本来の用途に照らない道路の特別の使用行為で、交通の妨害となり、又は交通に危険を生じさせるおそれのある行為を行おうとする者は、当該行為に係る場所を管轄する警察署長の許可を受けなければならない。 構造改革特区特定事業105(106・107)-1222「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業」については、「『搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業』に係る特例措置について」（平成24年12月27日付け警察庁丁交企発第117号、丁規発第92号）により当該許可対象行為とされるとともに、その取扱いに関する基準は「『搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験』特区における道路使用許可の取扱いに関する基準（平成24年11月一部変更）」で定められている。	構造改革特区特定事業105(106・107)-1222「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業」における小型公道実験の実施要件緩和を要望します。 現状の公道実証実験実施場所要件は、「幅員がおおむね3m以上の自転車歩行者専用道路又は普通自転車通行可の交通規制が実施されている歩道」とされ、幅員の狭い歩道が大部分である都心都市圏エリアでの実証展開を企図し、先行するつくば市での特区実証実験成果を踏まえた安全措置の運用を行った上での緩和条件の「1.5m程度以上」への緩和を希望します。	構造改革特区第23次提案（105(106・107)-1222「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業」）における小型公道実験の実施要件緩和を要望します。 提案主体の提案内容は、現状では「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業」に係る特例措置について（平成24年12月27日付け警察庁丁交企発第117号、丁規発第92号）により当該許可対象行為とされるとともに、その取扱いに関する基準は「『搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験』特区における道路使用許可の取扱いに関する基準（平成24年11月一部変更）」で定められていることを踏まえ、以下の通り。 ・歩行者の安全確保のため、原則として「搭乗型移動支援ロボットに搭乗していない保安要員を配置せずともよい公道実験が可能となることを希望します。	C	IV	「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業」については、「構造改革特別区域基本方針の一部変更について」（平成24年11月2日閣議決定）により、境界表示措置要件及び横断方法について、新たな規制の特例措置（106-107）が実施されたところであり、更なる規制緩和については、106-107に基づく実証実施の結果を踏まえた上で、改めて検討すべきである。	C	IV	「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業」については、「構造改革特別区域基本方針の一部変更について」（平成24年11月2日閣議決定）により、境界表示措置要件及び横断方法について、新たな規制の特例措置（106-107）が実施されたところであり、更なる規制緩和については、106-107に基づく実証実施の結果を踏まえた上で、改めて検討すべきである。 ・実証初期段階の走行ルートは、再開発エリアや区立公園に隣接する、見通しのきかない道路であることから、通行に際する死角も発生せず、事故等発生の可能性は極めて低いと思われる。 ・安全性の高い実証初期段階の走行ルートでの経験・実績を踏まえた上で、より広範な都心都市圏エリアでの走行可能性の実証を一つの視点で進めていけるよう求めて、他地域への転用可能性を判断するための特区実証エリアとしての適性が高いと思われる。 ■警棒緩和にあたっての安全対策： ・幅員3m以下の歩道における走行速度を6km/h以下として運用する等の条件を付加する。	010020	搭乗型移動支援ロボットの公道走行によるサービス実証のための追加規制緩和（保安要員要件の緩和）	道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条	道路の本来の用途に照らない道路の特別の使用行為で、交通の妨害となり、又は交通に危険を生じさせるおそれのある行為を行おうとする者は、当該行為に係る場所を管轄する警察署長の許可を受けなければならない。 構造改革特区特定事業105(106・107)-1222「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業」については、「『搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業』に係る特例措置について」（平成24年12月27日付け警察庁丁交企発第117号、丁規発第92号）により当該許可対象行為とされるとともに、その取扱いに関する基準は「『搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験』特区における道路使用許可の取扱いに関する基準（平成24年11月一部変更）」で定められている。	構造改革特区特定事業105(106・107)-1222「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業」における小型公道実験の実施要件緩和を要望します。 保安要員配置については、現状では「搭乗型移動支援ロボットに搭乗していない保安要員を配置せずともよい公道実験が可能となることを希望します。	C	IV	「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業」については、「構造改革特別区域基本方針の一部変更について」（平成24年11月2日閣議決定）により、境界表示措置要件及び横断方法について、新たな規制の特例措置（106-107）が実施されたところであり、更なる規制緩和については、106-107に基づく実証実施の結果を踏まえた上で、改めて検討すべきである。 なお、保安要員の配置については、搭乗型移動支援ロボットの実験中に事故が発生した場合等の緊急時の連絡や周囲の歩行者への注意喚起を実施するなど実証実験を安全に実施するため、実証実験に係る道路使用許可の取扱いに関する基準に含まれているところ、別の搭乗型移動支援ロボットでも当又は過去に行う指導員には配置することにより、安全性の確保を行う。 ・搭乗型移動支援ロボットの緊急停止事故が発生した場合の緊急時の連絡や周囲の歩行者への注意喚起の実施に当たっては、搭乗型移動支援ロボットで先導又は追走する指導員にこれを実施するものとし、安全性等に支障が生じる場合を除く。 ・搭乗型移動支援ロボットで先導又は追走する指導員が警察官の非常等にあり、適切な安全性確保が困難になる可能性を想定し、指導員以外の搭乗型移動支援ロボット利用者に対しても、搭乗者に非常時における安全措置説明を事前実施するものとする。	C	IV	「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業」については、「構造改革特別区域基本方針の一部変更について」（平成24年11月2日閣議決定）により、境界表示措置要件及び横断方法について、新たな規制の特例措置（106-107）が実施されたところであり、更なる規制緩和については、106-107に基づく実証実施の結果を踏まえた上で、改めて検討すべきである。 なお、保安要員の配置については、搭乗型移動支援ロボットの実験中に事故が発生した場合等の緊急時の連絡や周囲の歩行者への注意喚起を実施するなど実証実験を安全に実施するため、実証実験に係る道路使用許可の取扱いに関する基準に含まれているところ、別の搭乗型移動支援ロボットでも当又は過去に行う指導員には、搭乗型移動支援ロボット自体が実証実験の対象であり、緊急事案等に対して迅速かつ的確に対応し、保安要員としての資格を兼ね備えた不可欠な存在であること、同指導員をもって保安要員に代わる安全対策とすることは認められない。	C	IV	「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業」については、「構造改革特別区域基本方針の一部変更について」（平成24年11月2日閣議決定）により、境界表示措置要件及び横断方法について、新たな規制の特例措置（106-107）が実施されたところであり、更なる規制緩和については、106-107に基づく実証実施の結果を踏まえた上で、改めて検討すべきである。	地域モビリティ検討コミュニティ「QUOMO（クオモ）」プロジェクト	1012111	クリエイティブ・シティ・コンソーシアム	東京都	警察庁
010030	原動機付自転車の免許取得年齢要件規定の緩和	道路交通法第88条第1号	原動機付自転車免許にあっては、16歳に達した者について、免許を与えないことがあている。	道路交通法第88条第1号の原動機付自転車の免許取得年齢要件規定の緩和により、免許取得年齢を義務教育終了後の4月より可能なものとし、同学年による道路運送車格差を解消したい。	警察庁（人口平成22年国調39,221人）は、平成17年度に3町が合併し、地域活性化の推進に邁進している中、旧3町にそれぞれあった県立高等学校3校の統合が決定され、山間部のある広域な地形（390km²）から、新一年生の通学が難渋することが想定されております。 過疎化（高齢化率34.7%）・少子化の進む警察市では、児童生徒の育成は最も重要な施策の一つであり、公共交通機関の乏しい地域にとっては助学に励んだ後進学対策を講じる必要があるところです。 誕生日がこないと原動機付自転車の免許取得ができない現行法では、同学年の中学生でありながら自転車通学を余儀なくされ、学校活動や助学時間の格差等の発生や、生徒の市外への流出の懸念など共働き社会への負担軽減等も考えられることから、免許取得年齢の緩和により、地域活性化が図られるものと考えます。	C	I	右の提案主体からの意見を踏まえ、年齢ではなく修学による各種特例措置を必要とする自治体及び学校が必要な種特体制に対し責任を持って対処することを考慮したうえで、再度検討し回答されたい。	C	I	今回三高校を一つに再編という大きな方向転換を図る事となり、地域活性化対策にこの施策を是非お願い申し上げる所です。文科省の農業教育（中等普通教育）は、教育基本法第5条にもあるように、それぞれの課程において自立的に生きる基礎を培い、基本的な資質を培うことされ、学校教育法では、年齢による区分により修学を定めています。中学校3年までの様子を見れば、原動機付自転車の運転には支障がない程度に、精神的・肉体的には同一に成長しているものと考えられます。学校及び市は、この免許取得年齢に対する各々の原動機付自転車の取得理由や家庭指導等必要な種特体制を整え、免許取得者に自覚を促していきたいと考えております。	C	I	運転免許制度は、国民の生命と身体の安全に関わるものであり、前回の回答で述べたとおり、若年者による交通事故件数が高水準にあるため、今回の提案は、道路交通の安全の観点から認められない。また、運転免許取得に係る受験年齢については、国民の生命と身体の安全を障害する観点から、法律でその下限を規定しているものであり、個々の自治体又は学校の判断により、例外を認めることは適当でない。 ただ、道路交通法上、自動車等の運転に適した一定の精神的、肉体的成熟に達する年齢は16歳とされているところ、人の生命と身体の安全にかかわる乗り物については、安心・安全のため原則、航空機や自動車の運転免許の資格を得ようとする者が適しているべき最低限の年齢は、16歳とされている。	C	I	1014101	曽於市	鹿児島県	警察庁
010040	風営法の規制対象業種に対する営業規制の緩和	風俗営業等の規制及び業務の適正な等に関する法律（昭和23年法律第122号）第13条第1項及び第2項 風俗営業等の規制及び業務の適正な等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）第7条の2及び第8条	風俗営業者は、午前零時（都道府県が条例の行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日にあっては当該事情のある地域として当該条例で定める地域内は午前零時以後において当該条例で定める時、当該条例で定める日以外の日にあっては午前一時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として政令で定める基準に従い都道府県の条例で定める地域内に限り午前一時）から日出時まで（その時間においては、その営業を営んではならないことを深夜営業の禁止規定を措置。	風営法が第13条第1項で定めている「風俗営業者は、午前零時（中略）から日出時までの時間においては、その営業を営んではならない」とする深夜営業の禁止規定を措置。	現在、風営法が第13条第1項で定める「風俗営業者は、午前零時（中略）から日出時までの時間においては、その営業を営んではならない」とする深夜営業の禁止規定を措置する事により、風が関の夜の娯楽産業の活性化および、規制緩和による新たな投資誘引とその先にある新たな雇用創出を目指す。 営業理由 現在、風俗営業者に課された深夜営業の禁止規定は、国民の深夜における消費活動を不要に制限しているのみならず、風俗営業と全く同様の業態にありながら深夜営業を営んでいる飲食店との間に、同時に、不公平な競争環境を生み出している。 国民の娯楽の提供を担っており、同産業への新規参入や投資促進の機会を著しく阻害している。 また、夜の娯楽産業の雇用の特性は、クラブ・酒場等の飲食店、風俗営業様々の形態業界、酒販業界など関連産業に対して経済波及効果をもたらす。 一方、風俗営業者の深夜営業を営する目的の規制は、国民のライフスタイルの変化によって、その正当性をますます失なっている。逆平では、各地方自治体においても、夜の賑わい創出が都市政策や地づくりの観点から大きな課題となっており、夜の娯楽産業を街の活力として積極的に利用しようとする地域政策も見られる。一部自治体においてはすでに、逆平各地域適用し風俗営業が都市政策の観点から、法の見直し全ての規制緩和が各地方議会において採択されている。 代替措置 風営法第2項の政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、地域を定めて、風俗営業の営業時間を制限することができるの規定は残し、地域の事情に合わせて地方自治体が風俗営業者の営業時間規制を弾力的に運用可能なものとする。	C	I・II	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	I・II	深夜は、一般的には社会生活を営む人々の静穏を確保すべき時間帯であり、また、昼間と異なり、とかする規範を逸脱しやすく、社会の中の制御機能も弱く、風俗上の問題が拡散しやすい時間帯である。実際に、逸法に深夜に営業されている風俗営業に関しては、騒音、静寄のいう集や静寄による通行人等との トラブル、店内外における客同士や客従業者、承成規者の出入り等の問題が発生している。したがって、風俗営業の深夜営業に関して全国的に適用されるべき一定の規制は引き続き必要である。 なお、風営法第13条第1項は、風俗営業の営業時間について、原則として午前0時までとしつつ、特別な事情のある地域として都道府県条例で定める地域においては午前1時まで、警視庁行事その他の特別な事情がある日として都道府県条例で定める日については地域を限って午前1時以降も営業を営むことができることとしている。	C	I・II	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	風俗営業の営業所周辺地域における静穏の確保は、個々の営業所の騒音規制のみによって達成されるものではなく、営業時間、営業地域等に係る規制も重要な役割を果たしている。仮に営業時間の制限を撤廃すれば、現在の時間規制に適応した営業者が営んでいるような「社会規範からかけ離れもなく営業が一層容易となり、深夜に営まれる風俗営業に関して既に生じている各種問題（騒音、静寄のいう集やトラブル、店内外における客同士の傷害事件等）がより深刻になると考えられるところ、こうした問題は、営業者がコントロールできない部分もあり、また、厳しい治安情勢の中、限られた警察力でお取するのには自ずから限界があるため、地域の環境等を悪化させるおそれがある。 なお、風営法においては、都道府県条例により年間を通じて午前1時以降に風俗営業を営むことを可能とすることは想定されていない。	C	I・II	1016010	株式会社国際カジノ研究所	東京都	警察庁